

## 療育手帳を交付（再交付）された方へ

療育手帳の注意事項については、療育手帳台紙のうら面に記載しておりますが、スペースの関係で文字が小さいため、文字を大きくしたものを配布させていただきます。

療育手帳に関することで不明な点などありましたら、お近くの児童相談所又は知的障害者更生相談所までご連絡ください。

## 注 意 事 項

- 1 この手帳は、なくさないように大切に持ちください。
- 2 市町村、保健福祉事務所、相談所や病院などに相談や治療に行かれるときは、必ずお持ちください。
- 3 手帳の中に書かれている本人又は保護者の住所、氏名に変更があったときは、市町村に届けをお出ください（記載事項変更届）。
- 4 この手帳の「判定欄」に書かれている記号は、下表のとおり障害の程度を示すものです。詳しくは児童相談所、知的障害者更生相談所、又は市町村にお尋ねください。
- 5 交通機関を割引運賃で利用するときは、切符を買うときにこの手帳を見せてください。また、乗車中も必ずこの手帳をお持ちください。
- 6 手帳が使えなくなることがありますので、判定の記録欄に記載されている「次の判定年月」のおおむね2か月前までに、児童相談所又は知的障害者更生相談所に電話等で再判定の申込みをしてください。
- 7 この手帳をなくしたり、手帳が汚してしまったときは、新しい顔写真を添えて、市町村の福祉の窓口で再交付申請をしてください。
- 8 不必要になり返還する場合は、市町村の福祉窓口にお申し出ください。（返還届）
- 9 手帳は県外でも使用できますが、都道府県により様式や扱いが違います。県外に引っ越しをされたときは、転出先の市町村、児童相談所又は知的障害者更生相談所にお問い合わせください。

## 手帳の程度区分

A(A1) 軽度の知的な遅れ

A(A2) 中度の知的な遅れがあり、1～3級の身体障害者手帳を持っている場合

B(B1) 中度の知的な遅れ（注\*）

B(B2) 軽度の知的な遅れ

（注\*）療育手帳の程度区分が B(B1)の方で、新規に1～3級の身体障害者手帳を取得された方は、市町村で療育手帳の程度の変更についてご確認ください。

